

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
関税暫定措置法施行規則（昭和四十四年大蔵省令第三十九号）	関税暫定措置法施行規則（昭和四十四年大蔵省令第三十九号）
<p style="text-align: center;">（配合飼料の指定）</p> <p>第一条 関税暫定措置法施行規則（昭和四十四年大蔵省令第十六号）第一条（配合飼料の規格）の規定は、関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号。以下「令」といつ。）第一条（配合飼料の指定）及び令第四十七条第一項（児童福祉施設等の指定）に規定する財務省令で定める規格を備える配合飼料について準用する。</p> <p style="text-align: center;">第四条から第六条まで 削除</p> <p style="text-align: center;">（配合飼料の指定）</p> <p>第一条 関税暫定措置法施行規則（昭和四十四年大蔵省令第十六号）第一条（配合飼料の規格）の規定は、関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号。以下「令」といつ。）第一条（配合飼料の指定）及び令第六十九条第一項（児童福祉施設等の指定）に規定する財務省令で定める規格を備える配合飼料について準用する。</p> <p style="text-align: center;">第四条及び第五条 削除</p> <p style="text-align: center;">（石油アスファルトの移出の指定）</p> <p>第六条 令第二十四条（石油アスファルト等の移出の指定）に規定する財務省令で定める移出は、次に掲げる石油アスファルトの移出とする。</p> <p>一 石油アスファルト等製造業者（法第七条第一項（石油アスファルト等に係る関税の還付）に規定する石油アスファルト等製造業者をいつ。以下この条及び次条において同じ。）が、その製造工場において製造した石油アスファルト（同項に規定する石油アスファルトをいう。以下この条から第六条の三までにおいて同じ。）で販売の用に供するものを、当該製造工場内における貯蔵場が狭くなつたことその他の事情があるため他の石油ゴークスの製造工場（同項に規定する税關長の承認を受けた製造工場に限る。以下この条及び次条において同じ。）内において貯蔵し更に移出するための石油アスファルト</p>	<p style="text-align: center;">（石油アスファルトの移出の指定）</p> <p>第六条 令第二十四条（石油アスファルト等の移出の指定）に規定する財務省令で定める移出は、次に掲げる石油アスファルトの移出とする。</p> <p>一 石油アスファルト等製造業者（法第七条第一項（石油アスファルト等に係る関税の還付）に規定する石油アスファルト等製造業者をいつ。以下この条及び次条において同じ。）が、その製造工場において製造した石油アスファルト（同項に規定する石油アスファルトをいう。以下この条から第六条の三までにおいて同じ。）で販売の用に供するものを、当該製造工場内における貯蔵場が狭くなつたことその他の事情があるため他の石油ゴークスの製造工場（同項に規定する税關長の承認を受けた製造工場に限る。以下この条及び次条において同じ。）内において貯蔵し更に移出するための石油アスファルト</p>

二 販売の用に供するため石油アスファルトを移入しようとする他の石油アスファルト等製造業者が当該石油アスファルトをその石油ガスクスの製造工場内に貯蔵するための石油アスファルト

(石油ガスクスの製造工場への移出の証明)

第六条の二 令第二十四条に規定する財務省令で定めるところにより証明がされたものは、当該石油アスファルトの移出が同条に規定する他の石油ガスクスの製造工場内において燃料として消費するための石油アスファルトの移出その他財務省令で定める移出に該当することを当該石油アスファルトをその石油ガスクスの製造工場に移入した石油アスファルト等製造業者が証する書類（次に掲げる事項の記載のあるものに限る。）を当該石油アスファルトの移出に係る令第二十五条第一項（関税還付の手続）に規定する申請書に添付することにより証明がされたものとする。

- 一 移入した石油ガスクスの製造工場の名称及び所在地
- 二 移入の年月日
- 三 移入の目的
- 四 移入した石油アスファルトの数量
- 五 移出がされた石油アスファルトの製造工場の名称及び所在地
- 六 その他参考となるべき事項

(還付申請書に添付すべき書類の記載事項)

第六条の二 令第二十五条第一項（還付申請書に添付すべき書類）に規定する財務省令で定める事項は、前条に規定する証明がされた石油アスファルトの移出先及び数量その他参考となるべき事項とする。

(輸入数量の換算)

第七条 令第十四条第一項及び第二項（輸入数量の算出方法）に規定する財務省令

第七条 令第三十八条第一項及び第二項（輸入数量の算出方法）に規定する財務省

で定めるところにより換算して得た数量は、次の表の上欄の各号に掲げる物品について、同表の中欄の当該各号に掲げる物品に係る数量に、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た数量を当該各号ごとに合計した数量とする。

物 品	品 目	換 算 率
(省 略)		

(国内消費量の統計)

第七条の二 令第十五条(国内消費量の統計)に規定する財務省令で定める統計は、次に掲げる農林水産省又は独立行政法人農畜産業振興機構において作成する統計とする。

一〇六 (省 略)

物 品	品 目	換 算 率
同 上		

(国内消費量の統計)

第七条の二 令第三十九条(国内消費量の統計)に規定する財務省令で定める統計は、次に掲げる農林水産省又は独立行政法人農畜産業振興機構において作成する統計とする。

一〇六 同 上

(生きている豚の輸入数量の換算)

第七条の三 令第十九条第一項(豚肉等の輸入数量等の算出方法)において準用する令第十四条第一項(輸入数量の算出方法)及び令第十九条第二項に規定する財務省令で定めるところにより換算して得た数量は、生きている豚に係る数量を一頭につき五十四キログラムとして換算して得た数量とする。

(生きている豚の輸入数量の換算)

第七条の三 令第四十三条第一項(豚肉等の輸入数量等の算出方法)において準用する令第三十八条第一項(輸入数量の算出方法)及び令第四十三条第一項に規定する財務省令で定めるところにより換算して得た数量は、生きている豚に係る数量を一頭につき五十四キログラムとして換算して得た数量とする。

(完全に生産された物品の指定)

第八条 令第二十六条第一項第一号(原産地の意義)に規定する財務省令で定める物品は、次に掲げる物品とする。

一〇十 (省 略)

(完全に生産された物品の指定)

第八条 令第五十条第一項第一号(原産地の意義)に規定する財務省令で定める物品は、次に掲げる物品とする。

一〇十 同 上

(実質的な変更を加える加工又は製造の指定)

第九条 令第二十六条规定する財務省令で定める加工又は製造は、法

令で定めるところにより換算して得た数量は、次の表の上欄の各号に掲げる物品について、同表の中欄の当該各号に掲げる物品に係る数量に、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た数量を当該各号ごとに合計した数量とする。

物 品	品 目	換 算 率
(完全に生産された物品の指定)		

法第八条の二第一項又は第三項の規定の適用を受けようとする物品の該当する関税税率法別表の項が当該物品の原料又は材料（令第二十六条の規定により当該物品を生産した国又は地域が原産地とされる物品を除く。）の該当する同表の項と異なることとなる加工又は製造（別表の中欄に掲げる物品にあつては、それぞれ同表の下欄に掲げる加工又は製造）とする。ただし、輸送又は保存のための乾燥、冷凍、塩水漬けその他これらに類する操作、単なる切断、選別、瓶、箱その他これらに類する包装容器に詰めること、改装、仕分け、製品又は包装にマークを付け又はラベルその他の表示を張り付け若しくは添付すること、非原産品の単なる混合、単なる部分品の組立て及びセットにすること並びにこれらから成る操作を除く。

（原産地証明書等の様式）

第十条 令第二十七条第一項（原産地の証明）に規定する原産地証明書の様式は、別紙様式第一のとおりとする。
2 令第三十条第一項又は第三項に規定する原産地証明書に添付すべき書類の様式は、別紙様式第二又は別紙様式第三のとおりとする。

第八条の二第一項又は第三項の規定の適用を受けようとする物品の該当する関税率法別表の項が当該物品の原料又は材料（令第五十条の規定により当該物品を生産した国又は地域が原産地とされる物品を除く。）の該当する同表の項と異なることとなる加工又は製造（別表の中欄に掲げる物品にあつては、それぞれ同表の下欄に掲げる加工又は製造）とする。ただし、輸送又は保存のための乾燥、冷凍、塩水漬けその他これらに類する操作、単なる切断、選別、瓶、箱その他これらに類する包装容器に詰めること、改装、仕分け、製品又は包装にマークを付け又はラベルその他の表示を張り付け若しくは添付すること、非原産品の単なる混合、単なる部分品の組立て及びセットにすること並びにこれらから成る操作を除く。

（原産地証明書等の様式）

第十条 令第五十一条第一項（原産地の証明）に規定する原産地証明書の様式は、別紙様式第一のとおりとする。
2 令第五十四条第一項又は第三項に規定する原産地証明書に添付すべき書類の様式は、別紙様式第二又は別紙様式第三のとおりとする。

改 正 案	現 行
<p>(完全に生産された物品の指定)</p> <p>第一条 関税暫定措置法施行規則（昭和四十四年大蔵省令第三十九号。以下「規則」という。）第八条の規定は、ポリエスチル短纖維に對して課する不当廉売関税に関する政令（以下「令」という。）第一条第二項において準用する関税暫定措置法施行令<u>第二十六条第一項第一号</u>に規定する財務省令で定める物品について準用する。</p>	<p>(完全に生産された物品の指定)</p> <p>第一条 関税暫定措置法施行規則（昭和四十四年大蔵省令第三十九号。以下「規則」という。）第八条の規定は、ポリエスチル短纖維に對して課する不当廉売関税に関する政令（以下「令」という。）第一条第二項において準用する関税暫定措置法施行令<u>第五十条第一項第一号</u>に規定する財務省令で定める物品について準用する。</p>
<p>(実質的な変更を加える加工又は製造の指定)</p> <p>第一条 規則第九条の規定は、令第一條第一項において準用する関税暫定措置法施行令<u>第二十六条第一項第一号</u>に規定する財務省令で定める加工又は製造について準用する。この場合において、規則第九条中「製造（別表の中欄に掲げる物品にあつては、それぞれ同表の下欄に掲げる加工又は製造）」とあるのは、「製造」と読み替えるものとする。</p>	<p>(実質的な変更を加える加工又は製造の指定)</p> <p>第一条 規則第九条の規定は、令第一條第一項において準用する関税暫定措置法施行令<u>第五十条第一項第一号</u>に規定する財務省令で定める加工又は製造について準用する。この場合において、規則第九条中「製造（別表の中欄に掲げる物品にあつては、それぞれ同表の下欄に掲げる加工又は製造）」とあるのは、「製造」と読み替えるものとする。</p>

改 正 案	現 行
<p>玉軸受等に対して課する報復関税に関する政令に規定する原産地の意義に関する省令（平成十七年財務省令第六十三号）</p> <p>（完全に生産された物品の指定）</p> <p>第一条 関税暫定措置法施行規則（昭和四十四年大蔵省令第二十九号。以下「規則」という。）第八条の規定は、玉軸受等に対して課する報復関税に関する政令（以下「令」という。）第三条において準用する関税暫定措置法施行令第二十六条第一項第一号に規定する財務省令で定める物品について準用する。</p>	<p>玉軸受等に対して課する報復関税に関する政令に規定する原産地の意義に関する省令（平成十七年財務省令第六十三号）</p> <p>（完全に生産された物品の指定）</p> <p>第一条 関税暫定措置法施行規則（昭和四十四年大蔵省令第二十九号。以下「規則」という。）第八条の規定は、玉軸受等に対して課する報復関税に関する政令（以下「令」という。）第三条において準用する関税暫定措置法施行令第五十条第一項第一号に規定する財務省令で定める物品について準用する。</p>
<p>（実質的な変更を加える加工又は製造の指定）</p> <p>第二条 規則第九条の規定は、令第三条において準用する関税暫定措置法施行令第二十六条第一項第二号に規定する財務省令で定める加工又は製造について準用する。この場合において、規則第九条中「製造（別表の中欄に掲げる物品にあつては、それぞれ同表の下欄に掲げる加工又は製造）」とあるのは、「製造」と読み替へるものとする。</p>	<p>（実質的な変更を加える加工又は製造の指定）</p> <p>第二条 規則第九条の規定は、令第三条において準用する関税暫定措置法施行令第五十条第一項第二号に規定する財務省令で定める加工又は製造について準用する。この場合において、規則第九条中「製造（別表の中欄に掲げる物品にあつては、それぞれ同表の下欄に掲げる加工又は製造）」とあるのは、「製造」と読み替えるものとする。</p>